資料4 IC自動車検査証導入後のOSS 申請の充実・拡充の検討

OSS申請の充実・拡充の検討



現在、OSSに対応していない車両、または、OSSの利用が進んでいない主な車両は以下のとおり。関係機関における電子化の取組み状況や意向を踏まえ、今後、対応の方向性を検討。

	車両	OSSに対応していない理由/OSSの利用が進んでいない理由
1	登録手数料等が課されない 官公庁等の所有する車両 (公用車)	・保管場所証明申請手続においては、各都道府県ごとに条例で(保管場所証明 書申請に必要な)手数料の徴収要件を定めており、システムによる統一的な 対応が困難であるため。
		・継続検査等の保管場所証明申請手続きを含まない手続きをOSSで申請する ためには、公用車であることを証明する官職証明書もしくは職責証明書が必 要となるが、当該証明書を利用した申請が可能であることの理解が進んでい ないため。
2	自動車損害賠償責任保険証 明書(自賠責証)を電子化 していない車両	・自賠責証が電子化されていない場合には、当該書面を提出する必要があるため。
3	都道府県が独自の税・手数 料減免制度を有する車両	・各都道府県ごとに条例で減免要件及びその確認方法(必要書類等)を定めて おり、システムでの処理が困難であるため。
4	型式指定自動車以外の車両	・輸入の事実を証明する書面(自動車通関証明書等)や保安基準に適合していることが確認できる書面(自動車予備検査証等)が電子化されておらず、当該書面を提出する必要があるため。
		・運輸支局に車両を持ち込んで検査を受ける場合、OSS申請のメリットが小さ いため。
5	二輪自動車	・申請に必要な書面(完成検査終了証等)が電子化されておらず、当該書面を 提出する必要があるため。
		・申請形態が様々であり、運輸支局に車両を持ち込んで検査を受ける場合、 OSS申請のメリットが小さいため。